

議案第 69 号

行田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

行政手続等の利便性の向上を図るため、自治体が国の登記情報システムから登記情報を直接確認できるようになることに伴い、登記事項証明書等の添付書面等を省略することができることとする通則的な規定の追加のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

行田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１８年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第１条を次のように改める。

（目的）

第１条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第２条第２号中「市の執行機関の」を削り、「含む」の次に「。以下同じ」を加え、「埼玉県の執行機関の」を削り、同条第３号中「市の執行機関、水道事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれら」を「市長その他の執行機関、法律の規定により市に置かれる機関若しくはこれらの管理の下に置かれる機関、これら」に、「若しくは条例等」を「、条例等」に改め、「もの」の次に「又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者」を加え、同条第４号を削り、同条第５号中「図形等」を「図形その他」に改め、同号を同条第４号とし、同条第６号から第１２号までを１号ずつ繰り上げる。

第３条第１項中「市の機関等は、申請等」を「申請等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他の方法が規定されている」に、「市の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織」を「規則で定める電子情報処理組織」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「」を使用して行わせること」を「以下同じ。）を使用する方法により行うこと」に改め、同条第２項中「の規定により」を「に規定する電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該申請等に」を「当該条例等その他の当該申請等に」に改め、同条第３項中「規定」を「電子情報処理組織

を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。第3条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合は、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「、当該処分通知等に」を「、当該条例等その他の当該処分通知等に」に改め、同条第3項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等」を「処分通知等のうち当該処分通知等」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該署名等」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合は、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関等は、縦覧等」を「縦覧等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に、「当該縦覧等に」を「当該条例等その他の当該縦覧等に」に改める。

第6条第1項中「市の機関等は、作成等」を「作成等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録により」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「

に規定する」を「により」に、「当該作成等に」を「当該条例等その他の当該作成等に」に改め、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、当該作成等」を「作成等のうち当該作成等」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合は、当該署名等」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条中「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、市の機関等が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の次に「市の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改め、同条第2項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「確保するよう努め」を「確保するために必要な措置を講じ」に改め、同条第3項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第7条 次の各号に掲げる手続等については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項であって対面で確認する必要があること、処分通知等について書面等で交付する必要があることその他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの 第3条から前条までの規定
- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定
- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定に

において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。

） 第5条及び前条の規定

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合は、添付することを要しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（行田市印鑑条例の一部改正）

2 行田市印鑑条例（昭和63年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「行田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「行田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

議案第 7 0 号

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

職員の特別休暇に被害者参加人として裁判所に出頭する場合を追加するほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、同項第 4 号中「第 13 条」の次に「第 1 項若しくは第 13 条の 2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項第 4 号の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）附則第 1 条第 6 号の政令で定める日から施行する。

議案第 7 1 号

行田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

行田市認可地縁団体印鑑条例（平成6年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 7 2 号

行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

診療報酬の算定方法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

行田市国民健康保険条例（昭和３４年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「別表第１第２章第２部第１節の往診料の項注４又は別表第２第２章第２部の歯科訪問診療料の項注８」を「別表第１第２章第２部第１節の往診料の項注６又は別表第２第２章第２部の歯科訪問診療料の項注１２」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

行田市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市景観条例の一部を改正する条例

行田市景観条例（令和７年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改め、同項第６号中「第１６条第７項第１号」を「第１６条第８項第１号」に改め、同条第２項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）附則第１条の政令で定める日から施行する。

議案第 74 号

行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

企業職員のうち非常勤職員の退職手当の要件の見直しのほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和４２年条例第１０号）
の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「１８日」の次に「（１月間の日数（行田市の休日を定める条例（平成元年条例第２８号）第２条第１項各号に掲げる日数は、参入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第１９条第１項中「、第１２条の２及び第１４条」を「及び第１２条の２」に改める。

第２０条中「、第６条の３、第１５条」を「及び第１５条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末フィルタリングソフトライセンスの取得について

行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末フィルタリングソフトライセンスを次のとおり取得することについて、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 3 条の規定により議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 品名 | 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末
フィルタリングソフトライセンス |
| 2 | 数量 | 5,060 ライセンス |
| 3 | 取得方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得金額 | 金 48,424,200 円 |
| | | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 4,402,200 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県行田市佐間 2 丁目 1 番 48 号
五幸事務機株式会社行田支店
支店長 石井 潤治 |

令和 8 年 8 月 28 日提出

行田市長 行 田 邦 子

参 考 資 料

行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末 フィルタリングソフトライセンス取得概要

1. 品 名 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末フィルタリングソフトライセンス

2. 規 格 i-FILTER@Cloud GIGA スクール版

3. 取得数 5, 0 6 0 ライセンス

(内訳)

区分	小学校分	中学校分	教育委員会分	計
学習者用	2, 9 4 3	1, 7 3 0	—	4, 6 7 3
教職員用	2 2 5	1 5 9	—	3 8 4
教育委員会用	—	—	3	3
計	3, 1 6 8	1, 8 8 9	3	5, 0 6 0

4. 納入場所 行田市内小中学校20校及び行田市教育委員会事務局

5. 納入期限 令和8年11月30日

6. 取得理由 第2期GIGAスクール構想に基づき令和8年度に更新する学習者用タブレット端末を、児童生徒が利用するに当たり、違法・有害情報との接触を防ぎ、安心・安全なインターネット利用を補助するために必要なフィルタリングソフトライセンスを5年間分取得するもの。

7. 契約方法 本ライセンスの取得に当たり、一般競争入札（行田市告示第278号・事後審査型）に付したところ、競争参加資格確認申請書の提出が1者のみであったことから、同公告第5条第1項イの規定により、入札を中止した。

しかしながら、端末の納品が8月中であり、フィルタリングの設定を可能な限り早期に完了させ、児童生徒及び教職員等への配布・活用を実現することが本市教育の充実・発展のために必要である。このため、仕様の見直し等を行った上で再度競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、当初の予定価格その他の条件を変更した上で再入札は行わず、見積書を徴取した上で、競争参加資格確認申請書を提出した五幸事務機株式会社 行田支店と、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結する。

物 品 売 買 仮 契 約 書

1 品名、規格及び数量

(1) 品 名 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末フィルタリングソフト
ライセンス

(2) 規 格 i-FILTER@Cloud GIGA スクール版

(3) 数 量 5,060ライセンス

2 契約金額 金 48,424,200 円

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 金 4,402,200 円

3 納入期限 令和8年11月30日まで

4 納入場所 行田市立東小学校以下21箇所

5 契約保証金 行田市契約規則第5条第3号の規定により免除

6 その他特定条件

この仮契約は、行田市議会の議決を経たときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。

ただし、この仮契約が市議会で否決されたときは、無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

上記物品の売買契約について、発注者行田市と受注者五幸事務機株式会社 行田支店とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年8月6日

埼玉県行田市本丸2番5号
発注者 行 田 市
行田市長 行 田 邦 子

埼玉県行田市佐間2丁目1番48号
受注者 五幸事務機株式会社 行田支店
支店長 石 井 潤 治